

京都市告示第416号

道路法第19条第1項の規定により，地方公共団体の区域の境界に係る道路の管理について，令和元年10月23日に京都府との間に次のとおり協議が成立しましたので，同条第5項の規定に基づき告示します。

令和元年11月5日

京都市長 門川 大作

1 協議道路及び管理者

路 線 名	区 域	管 理 者
府道大山崎大枝線	京都市西京区大原野上里南ノ町地内	京都府
	長岡京市井ノ内西ノ口地内，井ノ内頭本地内	京都市
府道西京高槻線	長岡京市井ノ内西京地内	京都市

2 管理者の行う権限

道路法第27条第4項に定めるものとする。

3 道路の占用料の徴収者及び帰属

道路の占用料の徴収者及び当該道路占用料の帰属は，管理者とする。

(建設局土木管理部道路河川管理課)